

(仮称) 福井藤倉山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	3
(5)	縦覧者数	3
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1)	公告の日及び公告の方法	4
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	4
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第2章	環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月26日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和3年1月26日（火）付 福井新聞

※令和3年2月6日（土）、7日（日）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・南越前町広報誌「広報 南えちぜん（令和3年（2021年）2月号 No. 194）」

③ インターネットによるお知らせ

令和3年1月26日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙3参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計6箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福井県庁 安全環境部 環境政策課
(福井市大手 3 丁目 17 番 1 号)
- ・ 越前市役所 産業環境部 環境政策課
(越前市府中 1 丁目 13-7)
- ・ 南越前町役場 建設整備課
(南条郡南越前町東大道 29-1)
- ・ 南越前町 今庄事務所
(南条郡南越前町今庄 84-25)
- ・ 南越前町 河野事務所
(南条郡南越前町河野 15-16-1)
- ・ 敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課
(敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号)

	
福井県庁 安全環境部 環境政策課	越前市役所 産業環境部 環境政策課
	南越前町 今庄事務所
南越前町 河野事務所	敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課

※新型コロナ対策のため、南越前町今庄事務所・河野事務所、敦賀市役所では、当該職員に設置をしていただいた。

② インターネットによる縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 3 年 1 月 26 日（火）から令和 3 年 2 月 25 日（木）
（土・日・祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・ 電子縦覧：令和 3 年 1 月 26 日（火）午前 10 時から令和 3 年 2 月 25 日（木）午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書提出数）は 5 名であった。うち、2 名は意見なしであった。

（内訳）

- | | |
|------------------------|-----|
| ・ 福井県庁 安全環境部 環境政策課 | 0 名 |
| ・ 越前市役所 産業環境部 環境政策課 | 0 名 |
| ・ 南越前町役場 建設整備課 | 3 名 |
| ・ 南越前町 今庄事務所 | 2 名 |
| ・ 南越前町 河野事務所 | 0 名 |
| ・ 敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課 | 0 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所、及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和3年2月6日(土) 10:00~12:00

- ・開催場所：今庄住民センター（南条郡南越前町今庄 84-25）
- ・来場者数：24名

② 令和3年2月7日(日) 10:00~12:00

- ・開催場所：王子保公民館（越前市四郎丸町 65-2-1）
- ・来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月26日(火) から令和3年3月11日(木) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②JR 東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見書提出は7通、意見総数は50件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (1)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(JR 東日本エネルギー開発株式会社)及び委託先(日本工常)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで、貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。
2	■コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
3	■本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点で未定です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (2)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
4	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社）岩手県	ライトアップ不使用によりバットストライクを全て防止できるものと認識はしていませんが、一定の効果は得られるものと考えています。 ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
5	■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (3)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区 T 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
6	■コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
7	■フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
8	■環境保全措置の実施時期について これまでに本事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において環境保全措置の適切な実施時期を検討します。
9	■「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに本事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。 しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成 29 年、一般社団法人日本環境アセスメント協会）によると、以下のとおり記載されています。 ・予測の不確実性：予測の不確実性には、予測の前提となる現状の自然的・人為的変動、現状の把握にあたっての測定誤差及び予測モデルそのものの限界やパラメータ・原単位等に内在する不確実性等がある。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (4)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
10	■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書で反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。
11	■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できないことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電機施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、コウモリ類の専門家の助言等を基に、コウモリ類への生息状況及び生息環境を把握するための適切な現地調査を実施し、その結果を準備書で示します。
12	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
13	■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
14	■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。
15	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において可能な限り定量的な予測を行うことを検討します。
16	■自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で、長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版」 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication SeriesNo.6, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	自動録音バットディテクターは風況観測塔に設置する予定であり、最高設置高はおよそ50mです。調査期間は冬季を除く1年間、録音時間帯は日没1時間前から日の出1時間後を含む範囲で計画しています。 ご意見を踏まえて、地上からの自動録音調査の追加を検討します。
17	■自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	ご意見を踏まえて、準備書において以下を記載します。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (6)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
18	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること」 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない。」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u>	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において可能な限り定量的な評価を行うことを検討します。また、必要に応じて、経済産業大臣に対してコウモリ類の予測について「技術的な助言を記載した書面」を交付することを検討します。
19	■月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書） P213. NEDO, 2018.	事後調査については、準備書において整理します。
20	■コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u> <u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</u> ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書） P213. NEDO, 2018.	事後調査については、準備書において整理します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (7)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
21	■コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査については、準備書において整理します。
22	■「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査について信用頂けるように、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等に基づく予測評価の結果を踏まえて、準備書において適切な事後調査を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した事後調査は、工事中・供用後において適切に実施します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (8)

<動物>

埼玉県熊谷市 S 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	■コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット & バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。
2	方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	—
3	具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「バットディテクターによる確認（踏査）」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。	ご意見を踏まえて、踏査で用いるバットディテクターの機種と方式を準備書に記載します。
4	音声データはすべて録音保管すること。	バットディテクターの音声データは、評価書の確定まで録音保管する予定です。
5	具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。	ご意見を踏まえて、高度別飛翔状況の記録で用いるバットディテクターの機種と方式を準備書に記載します。
6	「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」において設置するマイクの向きをその理由も合わせて記載する必要がある。	ご意見を踏まえて、高度別飛翔状況の記録のバットディテクターのマイクの設置方向とその理由を準備書に記載します。
7	「サーチライト調査」についてコウモリ類の専門家は「必要ない」と意見しているが、これを参考にしない見解を述べること。	コウモリ類のサーチライト調査は、捕獲調査及びバットディテクターによる高度別調査の補完を目的として計画しましたが、専門家のご意見及びご指摘のコウモリ類への調査圧の影響を考慮の上で、再検討します。
8	「サーチライト調査」においていかなるライトの直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施すべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。またコウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」の HP においても強力ライトの仕様は認めていない (http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf)。	コウモリ類のサーチライト調査は、捕獲調査及びバットディテクターによる高度別調査の補完を目的として計画しましたが、専門家のご意見及びご指摘のコウモリ類への調査圧の影響を考慮の上で、再検討します。
9	「捕獲調査」においてかすみ網を使用する際は、「10 分の間隔で見回る」のではなく「かすみ網のそばで待機すること。これはコウモリ類の専門家も指摘している。反映すること。	ご意見を踏まえて、かすみ網調査では付近で待機し、捕獲後は個体の計測・記録後を行った後、速やかに放獣します。
10	コウモリ類の捕獲調査地点がわずか 3 地点では事業者見解で示した「適切な環境保全措置を講じることにより、可能な限り鳥類等への影響の回避又は低減を図るように努める」ことはできない。少なくとも植生等を加味したモグラ・ネズミ類の捕獲地点と同数の 10 地点は必要である。ただしこのことは最終的な結果であっても構わないだろう。	コウモリ類の捕獲調査地点については、コウモリ類の生態に精通した専門家の助言等を踏まえて検討しました。ご意見を踏まえて再検討し、実施した調査地点位置、調査地点数等は準備書に記載します。
11	今後は環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査予測評価保全措置を行う必要があるだろう。	ご意見を踏まえて、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言等を基に、十分な経験と知識を持った技術者による調査を行い、適切な予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (9)

＜事業計画・植物・その他＞

福井県越前市 T 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	■当風力発電事業計画の立案に対する疑問について 再生可能エネルギー開発と言えど、当施設の寿命の尽きるまでの期間に得られる利益の割に、藤倉山からホノケ山にかけての広大な山の尾根を削り取ることによって永久に失われる自然環境の損失の規模が甚大であり、得られるものよりも失うものの方が大きすぎると、考えます。 風力が再生可能な自然エネルギーと言えど、その発電機が炭素固定・カーボンニュートラルと生物多様性保全を担う森林環境を大規模に破壊しているのでは、本末転倒の仕業と言わざるを得ません。 そもそも、自然度の高い森林環境であることを周知の事実で分かっているながら、かつ、過去開発がすでに入った人工の造成地や植林地は一部でしかないことも分かっているにもかかわらず、風力発電機設置区域に指定することに、疑問を呈します。 なぜならば、風力発電機については、福井県内において設置事例があり、これまでの故障発生や稼働状況の悪さを見聞きしており、全国的にも同等でいまだ実験段階ではないかと疑うからです。また、風力発電機設置区域の山上の稜線については、福井県民に親しまれてきたハイキングコースが含まれており、藤倉山とホノケ山を登った私を含めて多くの人々が、現地の稜線における植生自然度の高い森林環境を体感しているからです。 当風力発電機は巨大で設置数も多く、建設造成には工事用道路・資材搬入路も加わって、山の稜線に沿った尾根を細長く面的に削り取り、炭素固定に寄与するはずの樹木のみならず生物多様性の基盤である土壌をも根こそぎ破壊することと予想します。 森林環境は、樹木が地球温暖化対策の一つで、ある炭素固定に寄与し、森林が育む良好な生態系が生物多様性保全に寄与することから、後世に残すべき自然資源であります。ですから、大きな森林破壊を伴う開発行為は、地球温暖化対策、カーボンニュートラル、生物多様性保全、SDGs（持続可能な開発目標）等わが国の現行施策に逆行しています。 そのため、最初から事業ありきではなく、まずは、事業計画の立案に係る下記の点について、我々福井県民、地域住民がわかるように明確な説明を示してください。 なぜならば、環境の保全の見地から、環境影響を評価し、失われる損失の質と量を推し量り、その代償措置の可否を判断することが必要だからです。 また、わが国の地球温暖化対策、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境施策に合致していることが、環境の保全の見地から重要だからです。 ・当開発行為によって得られる利益は、いかほどでいつまで持続するのか。 ・施設の寿命は何年で、発電事業はいつまで持続できるのか。 ・事業終了時、誰が施設を撤去して更地に戻すのか、その後の土地を誰が管理するのか。 ・施設の寿命が尽きた後の姿、具体的に 100 年後、林地開発された山の稜線の姿はどうなるのか。 ・理解を進めるためには不可欠と思う完成予想図（鳥瞰図）をなぜ示さないのか。 ・風力発電機設置および工事用道路・資材搬入路の造成により削り取られる土地改変量は、いかほどか。 ・失われる森林の伐採量と撤去される土壌の量は、いかほどか。	今後の事業計画の検討において、環境影響等の観点から土地の造成や樹木伐採を最小限とする方針です。 方法書の作成にあたって、動植物の専門家等へのヒアリングを実施し、現地調査、予測及び評価の手法について確認頂いています。今後実施する現地調査により把握される動植物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場等の状況を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。 また、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しています。今後の準備書手続きの住民説明会等において、事業計画や環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果について丁寧に説明します。 頂いたご質問に対して、以下のとおり回答します。 ・当開発行為によって得られる利益は、いかほどでいつまで持続するのか。 ⇒年間 CO₂削減量およそ 5 万 t の環境への貢献を見込んでおり、事業期間は 20 年間で予定しています。 ・施設の寿命は何年で、発電事業はいつまで持続できるのか。 ⇒風力発電機のブレードの耐用年数は 20～25 年とされています。事業期間は 20 年間で予定しています。 ・事業終了時、誰が施設を撤去して更地に戻すのか、その後の土地を誰が管理するのか。 ⇒事業終了後の施設撤去は、事業者が実施し、緑化等の環境配慮を行う方針です。現時点では風力発電機の配置が未定のため、事業終了後の土地の管理は今後、土地所有者と協議します。 ・施設の寿命が尽きた後の姿、具体的に 100 年後、林地開発された山の稜線の姿はどうなるのか。 ⇒事業終了後は施設を撤去して緑化を行い、山地稜線の原状回復を図る方針です。 ・理解を進めるためには不可欠と思う完成予想図（鳥瞰図）をなぜ示さないのか。 ⇒風力発電機の配置検討は、環境影響評価手続きや今後の土地所有者との協議、許可手続き等の結果を踏まえて決定します。準備書手続きにおいて、完成予想図の作成を予定しています。 ・風力発電機設置および工事用道路・資材搬入路の造成により削り取られる土地改変量は、いかほどか。 ⇒造成計画については現在検討中ですが、土地改変量が極力少なくなるよう検討します。 ・失われる森林の伐採量と撤去される土壌の量は、いかほどか。 ⇒樹林の伐採、土壌の改変についても極力少なくなるよう検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (10)

<事業計画・植物・その他>

福井県越前市T氏

意見	一般の意見	事業者の見解
2	■表 5. 2-1 (1) 「配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解」について 経済産業大臣から出された「既存の道路、植林地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避、又は極力低減すること」との意見は、重大に捉えなければなりません。 さらに「自然度の高い植生等の改変」を低減する方法が「回避」の他に科学的に存在するのか疑問を感じます。事業者は、決しておざなりな取り扱いはなりません。書類上のその場逃れに取り繕った間に合わせの文書ではなく、現地の環境の保全を図るちゃんとした対応を求めます。	配慮書に対する経済産業大臣意見を踏まえて、今後の事業計画の検討において、既存道路、植林地等の活用により土地の造成や樹木伐採が極力少なくなるよう検討する方針です。また、今後の現地調査において「自然度の高い植生」の分布を把握し、保全を検討します。
3	■表 3. 1-44 文献により確認された「福井県のすぐれた自然」の一つ「藤倉山のブナ林」について 1999 年福井県によって発行された「福井県のすぐれた自然」において「藤倉山のブナ林」が選ばれており、その中に「保護の現状と留意点」が次のとおり記されています。 「・・・安定したブナ林として残存している。しかし、・・・現存するブナ林も伐採されないか心配である。今後ともブナ林を積極的に保護すべきと考える。」 この記述は、福井県民を代表する指針であり、重大に捉えなければなりません。 事業者は、決しておざなりな取り扱いはなりません。書類上のその場逃れに取り繕った間に合わせの文言ではなく、現地の環境の保全を図るちゃんとした対応を求めます。 私も留意点として掲げられている「今後ともブナ林を積極的に保護すべき」と考えています。	「福井県のすぐれた自然」において、「藤倉山のブナ林」が選定されていることを認識しています。今後の現地調査においてブナ林の分布、樹高、胸高直径等を把握し、保全を検討します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (11)

<動物>

福井県勝山市 S 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	貴社が作成した環境影響評価方法書（以下、方法書という）に記載されている対象事業実施区域（以下、計画地という）は、生態系の頂点に位置するクマタカが複数ペア生息し、イヌワシについては近隣生息地からの飛来が観察されている。また、ハチクマやサシバなどの猛禽類の渡りの重要な経路となっており、ミゾゴイ、ブッポウソウ、ヤイロチョウ、ヨタカ、オオコノハズクなどの希少鳥類が生息している場所でもある。また、丹生山地中央部に「環境省織田山鳥類観測 1 級ステーション」が設置されていることや、計画地内にかつての「鳥屋場」跡が多数あることから分かるように、多くの小鳥類の渡りの重要な渡り経路となっている。さらに、コウノトリの移動が頻繁に観測されるほか、海に近い当該地においては、ガン・カモ・ハクチョウ類などの水鳥の渡り経路にもなっている。 そのため、風力発電施設の稼働後には、バードストライクや障壁影響を含む生息地放棄等が発生することが強く危惧される。さらに、風力発電施設（以下、風車という）の建設工事段階においては、人や工事車両の出入りやそれに伴う騒音や振動の発生により、希少猛禽類の生息や繁殖の放棄、渡りや移動経路の阻害などの影響の発生が危惧される。 以上の理由から、方法書に対し下記のように意見を述べるので、適切な対応を願いたい。	ご意見を踏まえて、現地調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。
2	■計画地の見直しについて 計画地は地域生態系の頂点に位置し、環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類、福井県版レッドリストで絶滅危惧 I 類に指定されているイヌワシとクマタカ、およびその他の希少鳥類等の飛翔が確認されている。また、ハチクマやサシバといった希少猛禽類や小鳥類の県内有数の渡り経路でもある。さらに、福井県が定着を試みているコウノトリがよく飛翔する移動経路でもある。 貴社による風車の建設はそれらの鳥類の生息に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画地は風車の建設場所としては不適切であり、計画地の選定位置の見直しを求める。	希少猛禽類、小型渡り鳥、コウノトリ等の生息、渡り等の状況については、今後の現地調査で把握に努めます。現地調査結果、最新の知見、専門家の助言等を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。
3	■鳥類（希少猛禽類）調査の調査地点（以下、定点という）について 計画地とその周辺で 20 箇所の観察定点を設定し、1 回の調査でそのうちの 6 箇所を使用するとしている。しかし、計画地はいくつもの稜線で細かく区切られているため、6 箇所の定点配置では、希少猛禽類の飛翔を把握するのは困難である。 また、降雪期は稜線部に設定している観察定点は調査員の配置が困難であり、除雪が行われる国道や県道付近に設定した定点のみ機能することになる。降雪期でも十分な調査ができるよう、スノーモービル等での移動やヘリコプター等による調査員の搬送などを実施することを求める。ただし、エンジン音等が希少猛禽類に影響を与えないよう十分な配慮が必要である。	ご意見を踏まえて、希少猛禽類調査の調査地点配置等を再検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (12)

<動物>

福井県勝山市 S 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
4	■「鳥類（希少猛禽類）」の調査日数について 方法書では希少猛禽類調査の日数を 1 回あたり連続 3 日間とし、各月 1 回」としているが、特に春と秋は、3 日間の調査日程に雨天が重なってしまい「ほとんどデータが取れない月」が生じることがあると想定される。そのため、雨天が重なってもその前後の好天時に調査を実施するなどの調査計画を立てるべきである。 また、貴社は、計画地およびその周辺で繁殖していると推察される希少猛禽類の営巣地や高度利用域等を必ず特定し、事業の実施によるそれらへの影響を適切に評価しなければならない。そのため、繁殖期間中は各月 1 回にこだわることなく、繁殖ステージごとの行動を把握できるように調査日程を組むべきである。	ご意見を踏まえて、希少猛禽類調査の調査日数等を再検討します。
5	■「鳥類（渡り鳥）」の調査期間等について 方法書では鳥類の渡り時の移動経路調査として「鳥類（渡り鳥）定点観察法」に「春の渡り期 6 回、秋の渡り期 6 回」を「2 日間連続」で行うとなっているが、当地の渡り鳥の状況から考えると、春は 2 月から 6 月、秋は 9 月から 11 月に調査時期を「3 日間連続」で設定すべきである。なお、調査実施中に悪天候となりデータが取得できない日が生じる可能性があることを考慮した調査日程を組むべきである。	ご意見を踏まえて、渡り鳥調査の調査日数等を再検討します。
6	■IC レコーダーによる調査等の実施について 計画地で夜間に渡る多くの小鳥類を把握するために IC レコーダーで鳴き声を録音し、種の同定とその頻度を調べる調査を行うことを求める。冒頭に述べたように丹生山地は小鳥類の有数な渡り経路であるため、渡り鳥の多い 10 月上旬から 11 月上旬に、目視観察のできない日没後から翌日の日の出前までの時間帯で実施することを求める。 また、方法書の「鳥類（一般鳥類）の任意観察法（夜間）」では、「3 回（春季、夏季、秋季）」、「任意に踏査し、出現した鳥類を鳴き声により識別」とあるが、冒頭に記述した希少種の確認には 5 月から 6 月に IC レコーダーを設置して調査することを付け加えるべきである。	ご意見を踏まえて、渡り鳥調査の IC レコーダー調査の追加を検討します。
7	■累積的影響評価の実施について 計画地周辺では貴社が計画する事業以外にも、他の事業者による風力発電計画が複数ある。ある一定の地域に複数の施設がある場合、鳥類、特に渡り鳥に対し、障壁影響やバードストライクなどの重大な影響を及ぼすことが海外の知見により知られている。そのため貴社は、互いに計画段階であったとしても、他の事業者と事前の調査結果の共有等しながら、海外文献等を参考にして適切に累積的影響評価を実施し、周辺地域全体における鳥類等の自然環境に配慮すべきである。	他事業との累積的な環境影響については、周辺の他事業の環境影響評価図書等の情報収集を行い、本事業との累積的な影響が生じる可能性があるか検討します。累積的な環境影響が生じる可能性がある場合には、収集した情報等に基づいて累積的な環境影響の予測、評価を行います。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (13)

＜景観・人と自然との触れ合いの活動の場＞

福井県南越前町H氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	今庄宿は今年7月頃に重要伝統的建造物群保存地区に選定される見通しです。 国が今庄宿の町並みを文化財として認め、保存するのです。当然その周辺の景観についても配慮が必要です。 気象条件や工事コストの面だけでエリアを決めないでほしい。 藤倉山一帯の風力発電事業の見直しをお願いします。	今庄宿の街並みについて、今後の重要伝統的建造物群保存地区の選定状況について把握するとともに、景観の予測対象に選定した上で環境影響の回避又は低減に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (14)

＜事業計画・騒音・植物＞

福井県南越前町N氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	福井藤倉山風力発電事業に反対します。	住民説明会等で地域の皆様のご意見を聞き、事業計画に反映するよう努めます。また、関係自治体、関係機関との許認可手続きを適切に実施するとともに、地域の皆様への事業説明を丁寧に行い、ご理解頂けるよう努めます。
2	騒音による健康被害が発生する。 高調波成分や低周波振動の発生で耳鳴りや睡眠障害が起こる。	騒音、超低周波音等について調査を行い、住宅等との十分な離隔を確保する等、風力発電機の配置を検討します。
3	藤倉山周辺のブナ林が破壊される。また、景観が悪くなる。 ブナ林は貴重な地域の財産であり、今後とも積極的に保護するべきと考える。	「福井県のすぐれた自然」において、「藤倉山のブナ林」が選定されていることを認識しています。今後の調査においてブナ林の分布、樹高、胸高直径等を把握し、保全を検討します。また、事業計画の検討において、景観にも配慮します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (15)

＜騒音・動物・人と自然との触れ合いの活動の場＞

福井県南越前町M氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	ブレードや増速機の歯車等の回転による高調波、低周波の音波は音圧が下がっても、健康被害があると報道されているが、多数の風力発電基礎を設置する計画なので不安です。	騒音、超低周波音等について調査を行い、住宅等との十分な離隔を確保する等、風力発電機の配置を検討します。 また、周辺の他事業の環境影響評価図書等の情報収集を行い、累積的な環境影響が生じる可能性がある場合には、収集した情報等に基づいて累積的な環境影響の予測、評価を行います。
2	つぐみ、雁など渡り鳥の飛翔コースにあたる山嶺に多数の風力発電基礎を設置することから鳥が基礎に衝突したり、回転するブレードに打ち落されるバードストライクが起こるおそれがある。	鳥類の渡りの状況については、今後の現地調査で把握に努めます。現地調査結果、最新の知見、専門家の助言等を基に、準備書においてバードストライク等の予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。
3	ハイキングの安全が確保されているのか不安です。	ハイキング等の利用状況は、今後の現地調査によって把握します。風力発電機の選定等においては安全性に配慮し、供用後は適切な点検作業により、安全確保に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

福井新聞（令和3年1月26日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)福井県倉山風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

一、事業者の名称
JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名
代表取締役社長 中島 等

二、対象事業の所在地
東京都港区新橋三丁目三番十四号
(仮称)福井県倉山風力発電事業

三、発電所の原動力の種類
風力(陸上)
最大発電出力五万七千六百ワット

四、事業実施想定区域
福井県越前市及び南条郡南越前町の
藤倉山・ホノケ山付近の稜線上
福井県越前市、南条郡南越前町及
び敦賀市

五、縦覧の場所
福井県庁安全環境部環境政策課、越前市役所
産業環境部環境政策課、南越前町役場建設整
備課、南越前町今庄事務所、南越前町河野事務
所、敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課

縦覧の期間
令和三年一月二十六日(火)から
令和三年二月二十五日(木)まで

縦覧の時間
午前八時半から午後五時十五分まで
(土・日・祝日を除く)

電子縦覧
<http://www.jr-energy.jiegroup.ne.jp/>
令和三年一月二十六日(火)午前十時から
令和三年二月二十五日(木)午後五時まで

六、意見書の提出
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投入くださるか、令和三年二月十一日(木)までに八の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催
南越前町
日時 令和三年二月六日(土)午前十時から正午まで
場所 今庄住民センター 大ホール

越前市
日時 令和三年二月七日(日)午前十時から正午まで
場所 王子保公民館 大会議室

※二会場ともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日、連絡先のご記入をお願いします。発熱、咳等の症状のある方、陽性者及び濃厚接触者で一定期間を経ていない方は出席をお控えください。また、マスクの着用、会場入口での手指の消毒、間隔を空けての着席等にご協力をお願いします。

八、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、住民説明会を中止する可能性もありますので、ご了承ください。

問い合せ先(意見書の提出先)
〒910-0004
東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村ビル九階
JR東日本エネルギー開発株式会社
電話 〇三-六六〇七六六 午前十時から午後五時まで
(担当)総務部(広報担当)

○広報誌による「お知らせ」

(南越前町広報誌「広報 南えちぜん (令和 3 年 (2021 年) 2 月号 No. 194)」)

償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産(構築物、機械装置、器具、備品など)をいいます。

償却資産は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産取得価額および耐用年数に応じた原価率を基準として評価します。

町内に事業用の償却資産(貸し付けているものを含む)を所有している人は、毎年 1 月 1 日現在の資産所有状況を同年の 1 月 31 日(休日の場合はその翌日)までに申告する必要があります。

固定資産の利用状況が変わったときはご連絡ください

土地の現況や利用状況が変わったとき、家屋を取り壊したとき、新・増築したとき、また、リフォームで家屋を住宅に変更したときなどで住宅用地に関する異動があった場合などは、お手数ですが、町民税務課までご連絡ください。※固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に伺う場合がありますのでご了承ください。

納税義務者の相続について

固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただきます。未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要です。詳細は町民税務課にお問合せください。

便利で確実な口座振替

納税は、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替は、預貯金口座のある金融機関または郵便局で申し込むことができます。当月の納期限から口座振替をご希望の場合は、町民税務課にお越しください。

お手続きには、納税通知書と身分証明書・口座のお届け印鑑・通帳またはキャッシュカードをお持ちください。※口座振替済み通知書は送付しておりませんので、納付(振替)の確認は通帳への記入にてお願いします。

※預貯金不足により口座振替できなかった場合は、後日送付される納付書でお納めください。なお、振替方法が全期前納だった場合は、第 1 期分のみ納付書をお送りします。第 2 期分以降は期別ごとの口座振替となります。

登記の相談について

登記に関する相談は、法務局で受け付けています。(福井地方方法務局武生支局 TEL 0778-22-0194)

●売買や相続による所有権移転など ●全部事項証明書などの取得

■問合せ 町民税務課 固定資産税係 TEL 0778-47-8014

**「(仮称)鉢伏山風力発電事業」、「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」に係る
環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について**

環境影響評価法に基づき「(仮称)鉢伏山風力発電事業」および「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書を縦覧に供するとともに、住民説明会を開催します。

	(仮称)鉢伏山風力発電事業	(仮称)福井藤倉山風力発電事業
事業者名	中部電力株式会社 〒461-8680 愛知県名古屋市中区東新町1番地 株式会社OSCF 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル8階	JR東日本エネルギー開発株式会社 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階
縦覧場所	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブページからもご覧いただけます。 http://oscf.co.jp/	役場建設整備課、今庄事務所、河野事務所 以下ウェブページからもご覧いただけます。 http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/
縦覧期間	1月29日(金)から3月1日(月)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)	1月26日(火)から2月25日(木)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)
住民説明会	2月9日(火)午後6時30分 今庄住民センター 大ホール	2月6日(土)午前10時00分 今庄住民センター 大ホール
提出方法	ご意見やご質問は、住所・氏名・電話番号・内容をご記入の上、事業者宛てに郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱への投函をお願いします。	
■問合せ	株式会社 OSCP (担当 牧野) TEL 03-6457-9979	JR 東日本エネルギー開発株式会社(総務部 広報担当) TEL 03-6206-6076

○インターネットによる「お知らせ」

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

JR東日本エネルギー開発株式会社
JR EAST Energy Development Co., Ltd.

会社概要 ミッション 私達の挑戦 交通アクセス お問い合わせ 採用情報

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称) 福井縣倉山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について」

「(仮称) 福井縣倉山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2021年1月26日(火)午前10時00分～2021年2月25日(木)午後05時00分までの期間中は閲覧が可能です。

※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。

※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。

※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(自然的状況)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(社会的状況)
- 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書
環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所
福井県庁環境政策課
越前市役所環境政策課
南越前町役場建設整備課
南越前町今庄事務所
南越前町河野事務所
敦賀市役所環境廃棄物対策課

縦覧期間：2021年1月26日(火)～2021年2月25日(木)
(土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。

環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。

住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。

また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：総務部 広報担当
TEL：03-6206-6076
時間：午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

意見記入用紙

【意見書の提出期限】 令和3年3月11日(木)〔当日消印有効〕

令和 年 月 日

法人その他の団体にあつては、
法人名・団体名、代表者に氏名

法人その他団体にあつては、
主たる事務所の所在地

(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

[illegible]

22